

2016年 1月 1日から

国家間 金融情報 自動交換 制度が 施行されます。



国家間金融情報自動交換(MCAA*)制度とは？

* Multilateral Competent Authority Agreement on Automatic Exchange of Financial Account Information

OECD 加入国(韓国含み)などが域外脱税防止及び自発的納税義務増進を目的に2016年1月1日から施行する制度です。



このように変わります。

- ✓ 海外に納税義務があるかの可否を確認するための手続きが施行されます。
 - ・新規口座: 加入時点、海外に納税義務があるかの可否を確認します。
 - ・既存口座: 銀行が保有している顧客情報確認あるいは本人確認書受取などで海外に納税義務があるかの可否を確認します。
- ✓ 海外納税義務者で確認される場合、該当国家(税務当局)に金融情報が通報されます。
 - ・生年月日、納税者番号、口座番号、口座残額、利子総額など租税関連金融情報が通報されます。
- ✓ 但し、アメリカ納税義務者に確認される場合、既存FATCA制度によりアメリカ国税庁に金融情報が通報されます。



関連法令により、銀行が要請する本人確認書は必ず提出しなければなりません。

